

介護支援専門員の資格及び研修の体系（埼玉県）

介護支援専門員になるには

対象者受験資格：
 (I) 国家資格等を取得後、登録してからの業務が5年かつ900日以上ある方
 (II) 施設等において、法により必置とされる相談援助業務に従事した期間が5年かつ900日以上ある方
 ※詳しくは受講年度の「試験案内」を御覧ください。

介護支援専門員実務研修
 受講試験
 合格者

介護保険法第69条の2第1項により

介護支援専門員
 実務研修
 89時間
 (実習を含む)

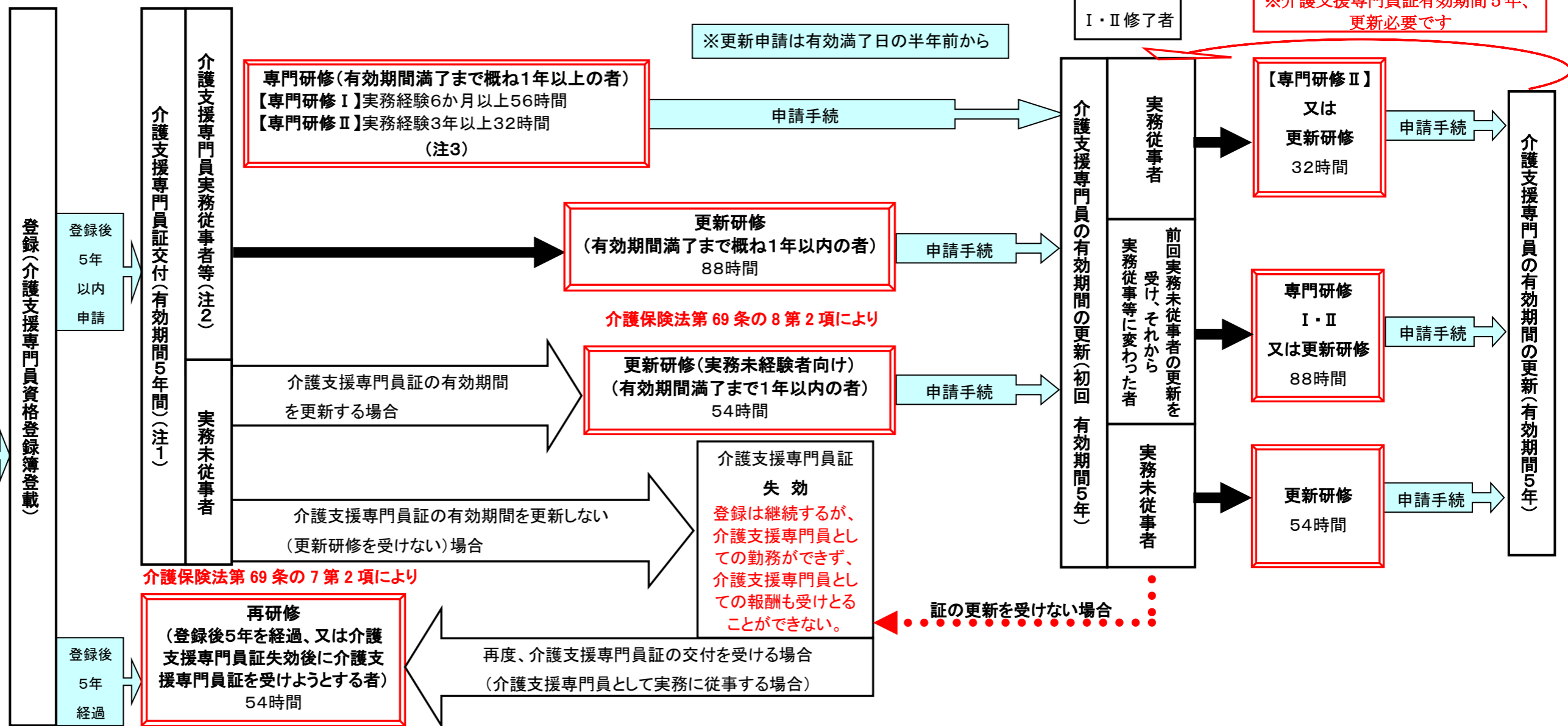
研修修了後3か月以内申請

申請必要

研修

流れ

介護支援専門員証の交付・有効期間満了日の確認、住所・氏名など登録事項の変更に関する問い合わせ
 埼玉県福祉部 高齢者福祉課
 (住所) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
 電話：048-830-3232
[埼玉県ケアマネ情報局](#)



(注1)： 介護支援専門員として実務に就くには、有効期間内の介護支援専門員証（顔写真付）の交付を受けていることが必要です。
 (注2)： 実務従事者とは、介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として就労し、介護（予防）サービス計画書（ケアプラン）作成をしている人を差します（居宅介護支援事業の管理者を含む。）
 (注3)： 介護支援専門員証の有効期間に専門研修Ⅰ・Ⅱを修了した場合（受講した都道府県は不問）、更新研修88時間コースの全課目が免除されます。
 専門研修Ⅰ又は専門研修Ⅱを修了した場合（受講した都道府県は不問）、更新研修から専門研修Ⅰ又は専門研修Ⅱに相当する課目が免除されます。